

日本航空医療学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本航空医療学会(Japanese Society for Aeromedical Services)と称する。

(目的)

第2条 本会はわが国における航空機による救急医療システムの確立とその普及を図り、さらには航空機に関連する医学、医療の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 総会・学術集会の開催
2. 調査、研究、教育、啓発活動
3. 機関誌などの刊行
4. その他前条目的達成のために必要な事項

(事務所)

第4条 本会の事務所は下記に置く。

〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 へるす出版事業部内

Tel:03-3384-8042

Fax:03-3386-8627

E-mail: jsas@herusu-shuppan.co.jp

第2章 会員

(構成)

第5条 会員は次の通りとする。

- 1.正会員：本会の目的に賛同し、本会の規約を守る個人
- 2.賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の規約を守る会社、団体等
- 3.名誉会員：本会の会長、理事等の経験者で本会に功績があり、理事会で推薦され、評議員会で承認された者
4. 功労会員：本会に対する功労があり、理事会で推薦され、評議員会で承認された者

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて入会申込書により本会事務所に申し込むものとする。

(資格喪失)

第7条 会員が次の項目に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 会費の滞納(3年以上)

2. 退会の申し出
3. 死亡または失踪
4. 学会の名誉を著しく傷つけたとき

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

理事 11名以上 13名以内、監事 2名。

(選出)

第9条 本会の役員は、次の各項によって選任する。

1. 選挙理事(7名)および監事(2名)は評議員の中から選挙により選ばれる(選挙の方法は施行細則に定める)。
2. 理事長は選挙理事(7名)の互選(必要な場合は選挙による)により選出され、評議員会で承認される。
3. 非選挙理事(次項に定める非選挙理事を除く。)は看護師関係者1名、運航関係者1名、消防関係者1名、学識経験者1名とし選挙理事によって推薦され、評議員会の承認、理事長が委嘱した後、総会に報告される。
4. 会長、次期会長は理事会の議を経て理事長が推薦し、評議員会の承認を得て、非選挙理事となり、総会に報告される。

(職務)

第10条 本会の役員は、次の職務を行う。

1. 理事長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。
2. 理事は、理事長のもとに理事会を組織し、会則にしたがって会務を執行する。
3. 監事は、会務を監査する。
4. 会長は、本会の学術集会を主催する。
5. 次期会長は、本会の次期学術集会を主催する。

(任期)

第11条 本会役員任期は次の通りとする。

1. 理事の任期は、選出された日の翌日から3年後の評議員会の日までとする。但し、再任を妨げない。
2. 理事長の任期は3年とする。但し、再任を妨げないが、連続して2期を超えてはならない。
3. 監事の任期は、選出された日の翌日から3年後の評議員会の日までとする。但し、再任を妨げない。
4. 会長の任期は、前回総会・学術集会終了の翌日から、当該学術集会終了の日までとする。その後、次期会長が会長となる。

第4章 評議員

(評議員の資格)

第12条 評議員は原則として以下の資格を有していなければならない。

1. 引き続いて3年以上本学会の会員であること
2. 航空医療についての知識、業績、もしくは実績を有していること

(職務)

第13条 評議員は評議員会を組織し、本会の議事について意見を述べる。

(選出)

第14条 評議員は会員の中から評議員選出委員会が審査して選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

評議員の数は会員数のおおむね10%以内とする。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選出された年の定時評議員会から3年後の評議員会の前日までとする。但し、再任を妨げない。理事会で推薦された評議員の任期は、評議員選出委員会で選出された評議員の任期に準じる。

(資格の喪失)

第16条 評議員は正当な理由なくして評議員会を3年連続して欠席した場合は、評議員としての資格を喪失する。

第5章 事務所長

(事務所長)

第17条 本会に事務所長をおくことができる。事務所長は理事長が評議員の中から指名する。

(業務)

第18条 事務所長は庶務を担当し、理事長を補佐する。理事会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は有しない。

(任期)

第19条 事務所長の任期は3年とし、再任を妨げないが、2期を超えてはならない。

第6章 顧問

(顧問)

第20条 本会は顧問をおくことができる。顧問は会員でなくてもよい。理事会で推薦され、評議員会の承認を得て、理事長が委嘱し、総会で報告される。

第7章 会 議

(会議)

第21条 本会の会議は理事会、評議員会、総会とする。

(理事会)

第22条 理事会は役員をもって構成する。

1. 理事長は理事会を招集し、その議長を務める。
2. 理事長は理事の2分の1以上、または監事からの請求があるときは、理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、議事を行い議決することはできない。委任状が提出された場合は、これを出席とみなすことができる。
4. 監事は、理事会において意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

(評議員会)

第23条 評議員会は評議員、名誉会員、功労会員をもって構成する。

1. 理事長は総会前に評議員会を招集し、その議長を務める。
2. 名誉会員、功労会員は、評議員会において意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

(総会)

第24条 総会は会員をもって構成する。

1. 総会は年1回開催し、次の事項を報告する。
 1. 会務
 2. 収支決算
 3. 収支予算
 4. その他理事会、評議員会で必要と認めた事項
2. 総会の議長は会長が行う。

(議事録)

第25条 理事会・評議員会の議事録は作成され、議長および出席した理事2名が署名して事務所に保管される。

(委員会)

第26条 本会にはその事業の円滑な実施を図るため、次の各項に従って委員会を設置することができる。

1. 委員会の設置および解散は理事会の議決による。
2. 委員会の定員は7名を原則とし、必要に応じて増員することができる。
3. 委員会の委員長および委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
4. 委員長および委員の任期は3年とする。再任を妨げないが、委員長の任期は2期までとする。任期途中で選任された委員の任期は、同委員会委員の残存期

間とする。

- 委員会の設置・解散および委員長・委員の委嘱ならびに委員会の活動状況は理事会・評議員会および総会に報告しなければならない。

第8章 会 計

(会費)

第27条 本会の経費は会費をもって充てる。

1. 本会の年会費は次の通りとする。

正 会 員	8,000 円
賛 助 会 員	50,000 円

2. 名誉会員、功労会員は会費の納入を免除される。

(会計)

第28条 会計は、年度毎に理事会、評議員会で議決され、総会に報告される。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は毎年その年の10月1日より翌年の9月30日までとする。

第9章 会則の改定

(会則の改定)

第30条 本会の会則は理事会および評議員会の議決を経た上、総会に報告しなければ変更することはできない。

附 則

- ・この会則は平成6年9月2日から施行する。
- ・この改正は平成11年11月6日から施行する。
- ・この改正は平成13年11月2日から施行する。
- ・この改正は平成14年11月6日から施行する。
- ・この改正は平成18年11月10日から施行する。
- ・この改正は平成19年11月29日から施行する。
- ・この改正は平成20年4月1日から施行する。
- ・この改正は平成21年11月13日から施行する。
- ・この改正は平成22年7月30日から施行する。
- ・この改正は平成23年11月11日から施行する。
- ・この改正は平成25年11月14日から施行する。